

平成28年度小郡市保健事業について

平成28年1月28日（木）12：00～

小郡三井医師会：廣瀬会長

小郡市健康課：藤吉、小堂

1. 特定健康診査・特定保健指導について（資料1、2、3、4、5）

実施医療機関対象の説明会の実施

2. 健康増進法健康診査について（資料1）

3. 各種がん検診委託料について（資料6、7）

平成28年4月適用予定：がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針改正
（胃がん検診・乳がん検診）

4. 同和対策事業（短期一日人間ドック）について（資料8）

5. 母子保健事業について

乳幼児健診、親子あそび教室について（資料9）

6. 予防接種について

定期個別予防接種委託単価について（資料10）

予防接種説明会について

日時：平成28年3月 日（ ） 13時30分～

場所：小郡三井医師会休日診療センター

候補日 15日（火） 23日（水） 25日（金）

※平成28年度委託料(消費税8%込)

*小数点以下は四捨五入し、円単位にしている

特定健康診査に関する検討(案)		(65歳以上74歳まで)		平成27年度	平成28年度	備考
①	特定健診の実施時期と期間	7月1日～8月20日 11月2日～11月30日		27年度と同じ(11月は1日開始予定)		
②	健診項目	基本項目＋小都市独自項目		27年度と同じ		
		選択項目：貧血検査、心電図、眼底検査		27年度と同じ		
		26年度より独自追加項目：血圧Ⅱ度以上の方に心電図検査実施		27年度と同じ		参考：H26年度の65～74歳までの血圧Ⅱ度(160/100)以上者65人
③	選択項目の対象者	貧血検査	既往歴・自覚症状・診察結果から必要な受診者には実施していただく	27年度と同じ(11月は1日開始予定)		
		心電図	前年の検査結果から該当する受診者には「受診票」に(心)と印字しますが、診察の結果、必要な受診者には実施していただく。			*前年度受診歴がない人や心(眼)の印字がない人は、心電図・眼底検査は必要ありません。上記の方に実施された場合、過誤調整の対象になりますのでご注意ください。
		眼底検査	前年の検査結果から該当する受診者には「受診票」に(眼)と印字しますが、診察の結果、必要な受診者には実施していただく。			
④	健診結果のソフト入力	国保連合会の様式でのデータ入力となります				
⑤	健診結果のソフト入力データの医師会での集約から費用決済までの流れ	医療機関での入力データは医師会で集約し、暗号化して国保連合会に送付。連合会・小都市での審査後、委託料の支払。				
⑥	委託料	基本項目	6,860円	6,860円	自己負担金1,000円を差し引いた金額を支払う	
		独自追加項目	297円	297円		
		心電図	1,543円	1,543円		
		眼底検査	576円	576円		
		貧血検査	237円	237円		

(※)小都市独自項目：クレアチニン、HbA1c、尿酸、尿潜血、平成26年度より総コレステロール追加
血圧Ⅱ度以上の方へ心電図実施

健康増進法健康診査について			(主に生活保護受給者の健診)		
		平成27年度		平成28年度	備考
①	実施時期と期間	9月1日～9月30日		27年度と同じ	特定健診と時期をわけています。
②	健診項目	基本項目＋小都市独自項目			
		選択項目：貧血検査、心電図、眼底検査			
③	選択項目の対象者	貧血検査	特定健診と同様		
		心電図			
		眼底検査			
④	費用決済の流れ	健診結果と請求書を医師会に提出。医師会からの請求に、小都市の審査後、委託料を支払う。		フリーソフトの入力はありません。	
⑤	委託料	基本項目	6,860円	6,860円	内容を特定健診に合わせ、平成27年度より独自項目に総コレステロール追加。 血圧Ⅱ度以上の方へ心電図実施
		独自追加項目	297円	297円	
		心電図	1,543円	1,543円	
		眼底検査	576円	576円	
		貧血検査	237円	237円	

※平成28年度委託料(消費税8%込)

*小数点以下は四捨五入し、円単位にしている

特定保健指導に関する検討(案)		(65歳以上74歳まで)			
		平成27年度		平成28年度	備考
①	健診結果からの階層化	別に必要項目を入力して階層化		27年度と同じ	
②	保健指導	健診結果が出て、結果説明時に同時実施。 7月・8月・11月・12月			
③	指導内容	情報提供	チラシ等の配布		
		動機づけ支援	ツールを使った保健指導		
④	保健指導の対象者	情報提供	階層化の結果が「情報提供」に該当する人		
		動機づけ支援	階層化の結果が「動機付け支援」に該当する人		
⑤	実施結果のソフト入力	特定保健指導の国保連合会の様式でのデータ入力。			
⑥	保健指導実施結果のソフト入力データの医師会での集約から費用決済までの流れ	医療機関での入力データは医師会で集約し、暗号化して国保連合会に送付。連合会・小郡市での審査後、委託料の支払。			
⑦	6ヵ月後の評価 (動機づけ支援)	6ヵ月後に初回動機づけ支援時の目標に対して評価する。			
⑧	委託料	情報提供	無料		
		動機づけ支援	7,650円	7,650円	

※平成28年度委託料(消費税8%込)

*小数点以下は四捨五入し、円単位にしている

特定保健指導に関する検討(案)		(40歳以上64歳まで)	積極的支援	
		平成27年度	平成28年度	備考
①	健診結果からの階層化	健康課で実施	27年度と同じ	
②	保健指導	健診結果が出て、健康課にて対象者へ案内する。保健指導は医療機関にて実施		
③	指導内容	6か月間の定期的・継続的な支援を行う。合計180ポイント以上 (支援A:160ポイント以上、支援B:20ポイント以上又は支援Aのみで180ポイント以上)		
④	保健指導の対象者	階層化の結果が「積極的支援」に該当する人		
⑤	保健指導実施者	保健師、管理栄養士		
⑥	実施結果のソフト入力	特定保健指導の国保連合会の様式でのデータ入力。		
⑦	保健指導実施結果のソフト入力データの医師会での集約から費用決済までの流れ	医療機関での入力データは医師会で集約し、暗号化して国保連合会に送付。連合会・小郡市での審査後、委託料の支払。 ただし、6か月後評価時の血液検査についてはデータ入力は不要。小郡市へ直接委託料請求、小郡市での審査後、委託料の支払い。		
⑧	6か月後の評価(積極的支援)	6か月後に初回積極的支援時の目標に対して評価する(血液検査含む)。		
⑨	委託料(保健指導)	22,050円	22,050円	
⑩	委託料(6か月後評価血液検査)	4,550円	4,550円	

血液検査項目積算額

資料 4

平成27年度と同額

			試算額(円)	診療報酬点数 (1点=10円)
血液検査	※	※血液採取(1日につき)	¥160	16点
	脂質	①中性脂肪	¥2,650	①～⑩ 121点 判断料+144点
		②HDLコレステロール		
		③LDLコレステロール		
		④総コレステロール		
	肝機能	⑤AST(GOT)		
		⑥ALT(GPT)		
		⑦γ-GT(γ-GTP)		
	腎機能	⑧血清クレアチニン		
	代謝系	⑨空腹時血糖		
		⑩血清尿酸		
		HbA1c	¥1,740	49点 判断料125点
計			¥4,550	455点

2016.1.28小郡市健康課

特定保健指導に関する検討(案)		(40歳以上64歳まで)		動機づけ支援	
		平成27年度		平成28年度	備考
①	健診結果からの階層化	健康課で実施		27年度と同じ	
②	結果の返し方	保健指導対象者の健診結果を手渡しで返す。 それ以外は郵送で返す。			
③	保健指導	集団保健指導をあすてらすで実施 7月から1月までに8回実施 (6か月後評価は1月から7月に実施予定)			
④	指導内容	動機づけ支援	「私の健康記録」を使った保 健指導		
⑤	保健指導の対象者	動機づけ支援	階層化の結果が「動機付け支 援」に該当する人		
⑥	保健指導実施者	保健師、管理栄養士			
⑦	実施結果のソフト入力	健康課で実施			
⑧	保健指導実施結果のソフト 入力データの医師会での 集約から費用決済までの 流れ	医師会から小郡市へ直接請求、小郡市での 審査後、委託料の支払。			
⑨	6ヵ月後の評価 (動機づけ支援)	6か月後に初回動機づけ支援時の目標に対し て評価する。(初回の回数と同様の数を実施。 6か月後評価は1月から7月に実施予定)			
⑩	委託料(1回あたり)	保健師	8,300円		
		管理栄養士	8,100円		
⑪	実施率向上策	・健診結果を手渡しで返却。動機づけ支援は 同時に保健指導実施。積極的支援は結果説 明後、医療機関での保健指導へ案内する。			

※平成28年度委託料(消費税8%込)

*小数点以下は四捨五入し、1円単位にしている

各種がん検診に関する検討(案)		平成27年度	平成28年度	備考
①	肺がん読影 (X線間接フィルム読影)	551円	551円	
②	結核精密検査	2,376円	2,376円	
③	子宮頸がん検診	7,097円	7,097円	
④	乳がん検診	2,057円	2,057円	

*平成28年1月下旬に「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」改正内容通知予定。

2016.1.28小郡市健康課

(公印割印省略)

27小健第1718号

平成28年1月28日

小郡三井医師会

会長 廣瀬 真恵 殿

小郡市長 平 安 正 知

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正等に関する
事務連絡について

日頃より、当市の保健事業の推進にご協力いただきありがとうございます。
上記の件について、福岡県より事務連絡がありましたのでお知らせします。

問い合わせ先

小郡市保健福祉部健康課健康推進係

〒838-0126

小郡市二森1167番地1

小郡市総合保健福祉センターあすてらす内

電話：094-72-6666（内線121）

担当：小堂^{こどう} 亜紀子

公印省略

27北筑保第7267号

平成28年 1月 7日

管内各市町村長 殿
(がん検診担当課)

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長

「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」の改正等に関する事務連絡について

このことについて、厚生労働省がん・疾病対策課から、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

健康増進課健康増進係（担当：平川）

TEL: 0946-22-3964

FAX: 0946-24-9260

Email: hirakawa-k9941@pref.fukuoka.lg.jp



事 務 連 絡
平成27年12月28日

各都道府県知事衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正等について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、本年9月にとりまとめた「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」を踏まえ、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を改正し、平成28年度から適用する予定です。

指針の改正にあたっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」（以下「胃内視鏡検診マニュアル」という。）の策定、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月））の別添7「各種がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（市町村用、都道府県用及び検診実施機関用）」（以下「事業評価チェックリスト」という。）及び別添8「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」（以下「仕様書に明記すべき精度管理項目」という。）の改正等が併せて必要となることから、改正後の指針の発出は来年1月末頃を予定しております。

なお、事業評価チェックリスト及び仕様書に明記すべき精度管理項目については、従来、がん検診事業の評価に関する委員会がお示ししていましたが、今後は国立がん研究センターから示させていただきます。

このため、市町村において、平成28年度からの改正後の指針に基づくがん検診の実施に向けた準備の参考としていただくよう、指針、事業評価チェックリスト及び仕様書に明記すべき精度管理項目において改正を予定している主要内容並びに、胃内視鏡検診マニュアルに記載される予定の主要内容を別紙に示しますので、貴管内市町村及び関係団体に対して周知するとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。

1. 指針において改正を予定している主な内容

(1) 胃がん検診

ア 検診項目については、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。問診、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて実施しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。

イ 対象者については、当該市町村の区域内に居住地を有する 50 歳以上の者とするが、当分の間、胃部エックス線検査については、40 歳以上の者を対象としても差し支えない。

ウ 検診間隔については、原則として同一人について 2 年に 1 回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年 1 回実施しても差し支えない。

エ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、胃内視鏡検診マニュアルを参考に行うこと。

(2) 乳がん検診

ア 検診項目については、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう）とする。

イ 視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること。

2. 胃内視鏡検診マニュアルに記載を予定している主な内容

(1) 検査医等

ア 検査医については、以下のいずれかの条件を満たす医師であることが望ましい。

① 日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師

② 診療・検診にかかわらず概ね年間 100 件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

③ 地域の「胃内視鏡検診運営委員会（仮称）」（注）が、①又は②の条件を満たす医師と同等の経験、技量を有すると認定した医師

イ 撮影枚数については、対象者 1 人につき、1 回あたり 30 コマから 40 コマを基本とする。

(2) 読影体制

ア 読影体制については、各市町村が読影委員会を設置し、読影委員会が、全症例の全内視鏡画像のダブルチェックを行うことを必須とする。ダブルチェックとは、胃内視鏡検診を実施した医師による読影に加えて、読影委員会の医師が胃内視鏡検診の画像をチェックすることをいう。

イ ダブルチェックを行う読影委員会の医師については、以下のいずれかの条

件を満たす医師であること。

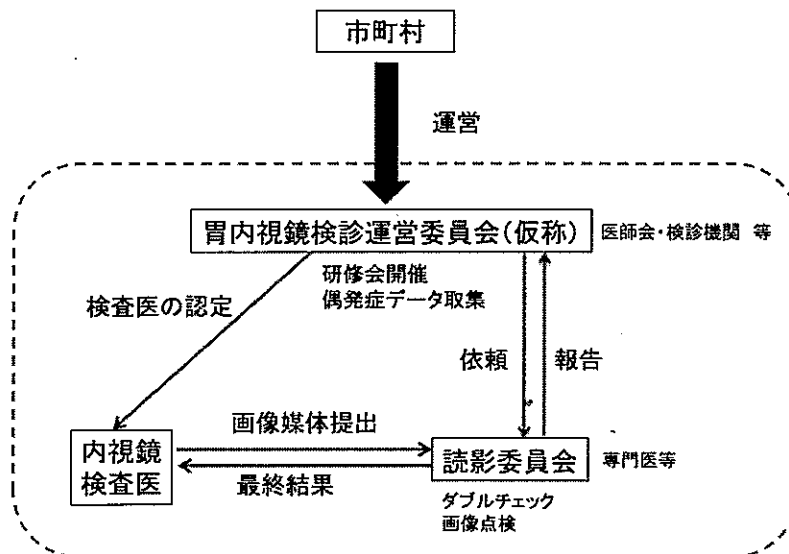
- ① 原則、日本消化器内視鏡学会専門医の資格を持った医師
- ② 「胃内視鏡検診運営委員会（仮称）」がダブルチェックを行うに足る技量があると認定した医師

（注）胃内視鏡検診運営委員会（仮称）及び読影委員会について

胃内視鏡検診を導入する市町村では、「胃内視鏡検診運営委員会（仮称）」を設立することが望ましい。

「胃内視鏡検診運営委員会（仮称）」は、胃内視鏡検診を実施する市町村が運営主体となり、地域の医師会及び検診実施機関の関係者等で構成される委員会を指す。主な役割として、（１）ア③に定める医師の認定、（２）イ②に定める医師の認定、読影委員会の管理、偶発症の把握や対策等を担う。

【胃内視鏡検診運営委員会（仮称）の役割（イメージ）】



（３）麻酔等

胃内視鏡検診を安全に行う必要があるため、咽頭麻酔や鼻腔麻酔は行うが、原則、鎮痛薬、鎮静薬は使用しない。また、鎮痙薬は、心疾患、緑内障、前立腺肥大症などの疾患がない受診者に対しては、使用しても差し支えない。

3. 事業評価チェックリストにおいて改正を予定している主な内容

(1) 乳がん検診の事業評価チェックリスト

1 (2) に伴い、視触診に係る記載を修正（検診実施機関用、市町村用、都道府県用）。

(2) 胃がん検診の事業評価チェックリスト

ア 1 (1) 及び2に伴い、検診項目及び検診対象者等に係る記載を修正（検診実施機関用、市町村用、都道府県用）。

イ 2に伴い、胃内視鏡検診に係る撮影枚数及び読影体制等に係る記載を追加（検診実施機関用）。

(3) 5つのがん検診の事業評価チェックリスト

「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号）の施行に伴い、がん登録に係る記載を修正（都道府県用）。

4. 仕様書に明記すべき精度管理項目において改正を予定している主な内容

(1) 乳がん検診

1 (2) に伴い、視触診に係る記載を修正。

(2) 胃がん検診

ア 「1. 検査の精度管理」において、1 (1) 及び2に伴い、検診項目に係る記載を修正するとともに、胃内視鏡検診における撮影枚数及び読影体制等に係る記載を追加。

イ 「2. システムとしての精度管理」において、胃部エックス線検査、胃内視鏡検査それぞれについて、診断のための検討会や委員会を設置することを追加。

※平成28年度委託料(消費税8%込)

*小数点以下は四捨五入し、1円単位にしている

短期一日人間ドックについて(案)

		平成27年度		平成28年度	備考
①	健診の実施時期	11月に委託医療機関と日程調整		27年度と同じ	
②	健診項目	1	身体測定(身長、体重、腹囲)		
		2	聴力検査		
		3	眼科検査(視力・眼底検査)		
		4	血圧測定、心電図検査		
		5	胸部・胃部検査(胸部エックス線検査、胃部エックス線検査又は内視鏡検査)		
		6	腹部超音波検査		
		7	尿検査(蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血、沈さ)		
		8	便潜血検査(2日法)		
		9	血液一般検査(赤血球、白血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット)		
		10	血液生化学検査 (総蛋白、アルブミン、A/G比、尿酸、総コレステロール、ZTT、TTT、GOT、GPT、LAP、総ビリルビン、直接ビリルビン、ALP、Na、K、血糖、尿素窒素、血清鉄、HDLコレステロール、コリンエステラーゼ、中性脂肪、γ-GTP、クレアチニン、血清アミラーゼ、LDH)		
		11	血清検査(RA、CPR)		
		12	子宮頸がん検診(細胞診)		
		13	乳がん検診(視触診)		
		14	乳がん検診(マンモグラフィ1方向)50歳以上		
			乳がん検診(マンモグラフィ2方向)40歳代		
		15	HCV抗体検査		
③	委託料	検査項目1～11		38,379円	38,379円
		検査項目12		3,888円	3,888円
		検査項目13		2,376円	2,376円
		検査項目14	1方向	3,232円	3,232円
			2方向	5,971円	5,971円
		検査項目15		3,240円	3,240円

母子保健事業について(案)

1. 乳幼児健診

医師にお願いする内容

	平成27年度	平成28年度
種類	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳1か月児健診	27年度と同じ
回数	それぞれ毎月1回	
出務人数	1回 2名	
委託料	1回 24,000円	

臨床心理士にお願いする内容

	平成27年度	平成28年度
種類	1歳6か月児、3歳1か月児健診	27年度と同じ
回数	それぞれ毎月1回	
出務人数	1回 1名	
委託料	15,000円	

2. 親子あそび教室(きらきら教室)

臨床心理士にお願いする内容

	平成27年度	平成28年度
回数	毎月2回	27年度と同じ
出務人数	1回 1名	
委託料	15,000円	

3. 平成29年度乳幼児健康診査の実施日程調整の時期について

平成29年度は実施日の変更を行います。(平成28年8月頃に調整予定)

個別接種	初診料			再診料		注射技術料		合計 点	平均 点	点数金額 円	手技料	ワクチン			市内医療機関委託料	H27年度 委託料
	6 歳未満	3 歳未満 育児指導	外来	生物的 製剤注射	A 税込単価	B 税抜単価	C 税込単価				A + C （委託料）					
麻しん風しん混合 1 期	282	75	130			18		505		5, 050	5, 454	6, 050	6, 534	11, 988	11, 988	
麻しん1期（麻しん風しん混合1期と同）	282	75	130			18		505		5, 050	5, 454	2, 660	2, 873	8, 327	8, 478（▼151）	
風しん1期（麻しん風しん混合1期と同）	282	75	130			18		505		5, 050	5, 454	2, 730	2, 948	8, 402	8, 489（▼87）	
麻しん風しん混合 2 期（5 歳～6 歳未満）	282	75				18		375								
麻しん風しん混合 2 期（6 歳～7 歳未満）	282					18		300								
麻しん風しん混合 2 期平均								675÷2	338	3, 380	3, 650	6, 050	6, 534	10, 184	10, 184	
麻しん 2 期（麻しん風しん混合2期平均と同）									338	3, 380	3, 650	2, 660	2, 873	6, 523	6, 674（▼151）	
風しん 2 期（麻しん風しん混合2期平均と同）									338	3, 380	3, 650	2, 730	2, 948	6, 598	6, 685（▼87）	
麻しん風しん混合 3 期（中 1 ） ・ 4 期(高 3)	282					18		300		3, 000	3, 240	6, 050	6, 534	9, 774	9, 774	
麻しん 3 期（中1） ・ 4 期（高 3 ） （麻しん風しん混合 3 期 ・ 4 期と同）	282					18		300		3, 000	3, 240	2, 660	2, 873	6, 113	6, 264（▼151）	
風しん 3 期（中1） ・ 4 期（高 3 ） （麻しん風しん混合 3 期 ・ 4 期と同）	282					18		300		3, 000	3, 240	2, 730	2, 948	6, 188	6, 275（▼87）	
日本脳炎1期初回1回目（6歳未満）	282	75	130			18		505								
日本脳炎1期初回2回目（6歳未満）				110	52	18		180								
日本脳炎1期追加（6歳未満）	282	75				18		375								
日本脳炎 1 期（6月以上 9 0 か月未満） 平均								1, 060÷3	353	3, 530	3, 812	3, 250	3, 510	7, 322	7, 322	
日本脳炎1期初回1回目（ 9 0 か月以上 2 0 歳未満）	282					18		300								
日本脳炎1期初回2回目（ 9 0 か月以上 2 0 歳未満）				72	52	18		142								
日本脳炎1期追加（ 9 0 か月以上 2 0 歳未満）	282					18		300								
日本脳炎 1 期（ 9 0 か月以上 2 0 歳未満） 平均								742÷3	247	2, 470	2, 668	3, 250	3, 510	6, 178	6, 178	
＊日脳（2期）	282					18		300		3, 000	3, 240	3, 250	3, 510	6, 750	6, 750	
三種混合1期初回1回目（6歳未満）	282	75	130			18	15	520								
三種混合1期初回2回目（6歳未満）				110	52	18	15	195								
三種混合1期初回3回目（6歳未満）				110	52	18	15	195								
三種混合1期追加	282	75	130			18	15	520								
三種混合 1 期平均								1, 430÷4	358	3, 580	3, 866	1, 510	1, 631	5, 497	5, 497	
＊二混（三混2期）	282					18	15	315		3, 150	3, 402	1, 300	1, 404	4, 806	4, 806	
不活化ポリオ1回目（6歳未満）	282	75	130			18		505								
不活化ポリオ2回目（6歳未満）				110	52	18		180								
不活化ポリオ3回目（6歳未満）				110	52	18		180								
不活化ポリオ追加	282	75	130			18		505								
不活化ポリオ平均								1, 370÷4	343	3, 430	3, 704	5, 450	5, 886	9, 590	9, 590	

↑ 四捨五入

↑ 点数金額× 1. 08 (消費税)
小数点以下、四捨五入

↑ 1円単位のまま

個別接種	初診料			再診料		注射技術料		合計 点	平均 点	点数金額 円	手技料	ワクチン			市内医療機関委託料
		6 歳未満	3 歳未満 育児指導		外来		生物的 製剤注射				A 税込単価	B 税抜単価	C 税込単価	A + C （委託料）	
四種混合1回目（6歳未満）	282	75	130			18	15	520							
四種混合2回目（6歳未満）				110	52	18	15	195							
四種混合3回目（6歳未満）				110	52	18	15	195							
四種混合追加	282	75	130			18	15	520							
四種混合平均								1,430÷4	358	3,580	3,866	6,500	7,020	10,886	10,886
小児用肺炎球菌1回目（5歳未満）	282	75	130			18	15	520							
小児用肺炎球菌2回目（5歳未満）				110	52	18	15	195							
小児用肺炎球菌3回目（5歳未満）				110	52	18	15	195							
小児用肺炎球菌追加（5歳未満）	282	75	130			18	15	520							
小児用肺炎球菌平均								1,430÷4	358	3,580	3,866	7,200	7,776	11,642	11,642
ヒブ1回目（5歳未満）	282	75	130			18		505							
ヒブ2回目（5歳未満）				110	52	18		180							
ヒブ3回目（5歳未満）				110	52	18		180							
ヒブ追加（5歳未満）	282	75	130			18		505							
ヒブ平均								1,370÷4	343	3,430	3,704	4,140	4,471	8,175	8,175
子宮頸がん1回目（小6～高1）	282					18		300							
子宮頸がん2回目（小6～高1）	282					18		300							
子宮頸がん3回目（小6～高1）	282					18		300							
子宮頸がん平均								900÷3	300	3,000	3,240	12,000	12,960	16,200	16,200
インフルエンザ	282					18		300		3,000	3,240	1,500	1,620	4,860	4,860
BCG	282	75	130			18		505		5,050	5,454	3,000	3,240	8,694	8,694
接種不可	282							282		2,820	3,046			3,046	3,046
水痘1回目（1歳～3歳未満）	282	75	130			18		505							
水痘2回目（1歳～3歳未満）	282	75	130			18		505							
水痘平均								1,010÷2	505	5,050	5,454	4,499	4,859	10,313	10,313
高齢者用肺炎球菌	282					18	15	315		3,150	3,402	4,298	4,642	8,044	8,044

↑ 四捨五入

↑
点数金額×1.08(消費税)
小数点以下、四捨五入

↑

↑ 1円単位のまま